日調連発第２１０号
平成２７年１１月６日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（参考送付）

標記について、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり情報提供がありましたので、参考までに送付します。

別　添

機密性２　可用性２　完全性２

法務省民二第５９４号
平成２７年１０月３０日

法務局長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局長
（公印省略）

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

不動産登記令等の一部を改正する政令（平成２７年政令第２６２号）及び不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成２７年法務省令第４３号）の施行に伴い，平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則」の一部を下記のとおり改正し，本年１１月２日から実施することとしましたので，この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

第３５条第３項ただし書を削り，同項第１号中「印鑑証明書」の下に「。ただし，登記申請における添付書面の扱いに準じて，その添付を省略することができる。」を加え，同項第２号中「書面」の下に「。ただし，前項の申出書に当該法人の会社法人等番号（商業登記法（昭和３８年法律第１２５号）第７条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。次号及び第４６条第２項において同じ。）をも記載したときは，その添付を省略することができる。」を加え，同項第３号中「書面」の下に「。ただし，登記名義人若しくはその一般承継人又はその代理人が法人である場合において，前項の申出書に当該法人の会社法人等番号をも記載したときは，登記申請における添付書面の扱いに準じて，その添付を省略することができる。」を加える。

第４６条第２項中「から，当該他の代表者の資格を証する書面及び規則第７０条第１項の書面に登記申請の内容が真実である旨を記載し，記名押印した上，印鑑証明書を添付して同項の申出があったときも，前項と同様とする。」を

「が，規則第７０条第１項の書面に登記申請の内容が真実である旨を記載し，記名押印した上，その印鑑証明書及び資格を証する書面を添付して，当該他の代表者から同項の申出があったときも，前項と同様とする。ただし，規則第７０条第１項の書面に当該法人の会社法人等番号をも記載したときは，当該資格を証する書面の添付を省略することができる。」に改める。

不動産登記事務取扱手続準則（平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号法務省民事局長通達）の一部改正　新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（不正登記防止申出） 第３５条　（略） ２　（略） ３　前項の申出書には，登記名義人若しくはその相続人その他の一般承継人又はその代表者若しくは代理人が記名押印するとともに，次に掲げる書面を添付するものとする。	（不正登記防止申出） 第３５条　（同左） ２　（同左） ３　前項の申出書には，登記名義人若しくはその相続人その他の一般承継人又はその代表者若しくは代理人が記名押印するとともに，次に掲げる書面を添付するものとする。ただし，登記申請における添付書面の扱いに準じて，次に掲げる添付書面を省略することができる。
（1）登記名義人若しくはその相続人その他の一般承継人又はその代表者若しくは代理人（委任による代理人を除く。）の印鑑証明書。ただし，登記申請における添付書面の扱いに準じて，その添付を省略することができる。	（1）登記名義人若しくはその相続人その他の一般承継人又はその代表者若しくは代理人（委任による代理人を除く。）の印鑑証明書
（2）登記名義人又はその一般承継人が法人であるときは，当該法人の代表者の資格を証する書面。ただし，前項の申出書に当該法人の会社法人等番号（商業登記法（昭和３８年法律第１２５号）第７条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。次号及び第４６条第２項において同じ。）をも記載したときは，その添付を省略することができる。	（2）登記名義人又はその一般承継人が法人であるときは，当該法人の代表者の資格を証する書面
（3）代理人によって申出をするときは，当該代理人の権限を証する書面。ただし，登記名義人若しくはその一般承継人又はその代理人が法人である場合において，前項の申出書に当該法人の	（3）代理人によって申出をするときは，当該代理人の権限を証する書面

会社法人等番号をも記載したときは，登記申請における添付書面の扱いに準じて，その添付を省略することができる。 ４　（略）	４　（同左）
（相続人等からの申出） 第４６条　（略） ２　法人の代表者に事前通知をした場合において，その法人の他の代表者が，規則第７０条第１項の書面に登記申請の内容が真実である旨を記載し，記名押印した上，その印鑑証明書及び資格を証する書面を添付して，当該他の代表者から同項の申出があったときも，前項と同様とする。ただし，規則第７０条第１項の書面に当該法人の会社法人等番号をも記載したときは，当該資格を証する書面の添付を省略することができる。	（相続人等からの申出） 第４６条　（同左） ２　法人の代表者に事前通知をした場合において，その法人の他の代表者から，当該他の代表者の資格を証する書面及び規則第７０条第１項の書面に登記申請の内容が真実である旨を記載し，記名押印した上，印鑑証明書を添付して同項の申出があったときも，前項と同様とする。